

事務事業名	21199 景観調整事業													
担当組織	都市整備部				都市計画課				担当	都市景観担当				
組織コード	H30	20	01	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	04	01	05	02	記入日	平成29年06月08日
	H29	20	01	00		H29	01	08	04	01	05	02		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									● 対象 ○ 対象外	
分野	06	景観形成										
施策	59	公共施設等の景観形成の推進										
事業期間	平成14年度～											
根拠法令 通達等	戸田市都市景観条例				関連計画 施政方針	戸田市景観計画						
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの											
対象	行政											
事業目的	先導的な景観形成の推進に資する公共施設等の整備を図るため、庁内会議や都市景観条例に規定する景観アドバイザー制度を活用し、景観に関する協議・調整を行う。											
事業内容	戸田市都市景観条例に規定する景観アドバイザー制度や庁内会議を活用し、公共施設等整備に係る協議・調整を実施する。また、駅周辺の景観づくり推進地区の指定に際し、庁内会議を活用した庁内調整を実施する。											
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託 (□ 3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ()											

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成29年度 執行額(千円)	平成30年度 予算額(千円)	平成31年度 計画額(千円)	平成32年度 計画額(千円)	平成33年度 計画額(千円)	
	事業費		307	571	571	571	571	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	0	0	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		一般財源	307	571	571	571	571	
	人件費		4,138.2	4,483.05	4,483.05	4,483.05	4,483.05	
	投入 人員	常勤職員	0.6人	0.65人	0.65人	0.65人	0.65人	
		非常勤職員	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人	
事業費+人件費		4,445	5,054	5,054	5,054	5,054		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動	① 庁内会議(美しい都市づくり会議等)の開催数	回	会議開催数		1	1	-
		② 景観アドバイザー個別相談の開催回数	回			0	0	-
	成果	① 景観庁内調整に係る案件数	件			10	10	10
		② 景観アドバイザー助言指導件数	件	助言・指導した件数		5	13	-
						1	1	-
					0	2	-	
					15	10	10	
					5	17	-	
目標達成状況の分析		B: 活動・成果のいずれかを達成した。 <判断理由> 景観アドバイザー制度については、公共施設整備に関する相談が10件、民間物件の相談が7件あり、活動指標、成果指標とも目標を達成することができた。 庁内会議(美しい都市づくり会議)については、会議自体は未開催であったが、景観計画見直し等に関して稟議形式による意見照会を実施した。						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	＜判断理由＞ 魅力的なまち並みを形成していくために、行政が率先して景観形成に取り組んでいくことが重要である。景観アドバイザー制度を積極的に活用し、市内の調整を進めていくことは、施策への貢献度が高い。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 決算ベースの事業費は、平成28年度が72千円、平成29年度が307千円であった。景観アドバイザーの個別相談は、複数の案件をできる限りまとめて相談することで経費削減を図っている。平成29年度は、5回の景観アドバイザー相談の機会に計10件の相談を実施することにより、経費の削減に努めた。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 良好な景観形成を図るためには、行政自らが率先して景観誘導を推進していく意識が重要である。景観アドバイザーに専門的な意見を求め、景観誘導を推進することにより、景観に対する意識向上が図られることとなるため、事業手法は適正である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	＜判断理由＞ 景観形成の推進は、景観担当部署のみで進められるものではなく、公共施設整備担当の関係各部署等との調整・連携が必要である。関係各部署等との協議・調整により景観誘導を進めていくことで、景観施策の推進に係る受益の公平性、負担の適正化が図れる。

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	特になし
見直しの効果	同上

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	＜判断理由＞ 行政が先導的に景観形成を進めていく上で、景観アドバイザー制度を活用し、公共施設等の整備に係る景観協議・調整による景観誘導を推進することは重要である。 今後、戸田市公共施設等総合管理計画及び戸田市公共施設再編プラン、戸田市公共施設中長期保全計画に基づく公共施設等の整備が予定されており、関係各部署との調整を図りながら景観誘導を推進するためにも、現状の人員・予算を維持して本事業を継続する必要がある。
今後の取組方針	市が主体の公共事業については、関係各部署との調整が重要となるため、景観アドバイザー制度を多くの専門分野で活用し、公共施設をはじめとした大規模建築物等の景観誘導に生かしていく。戸田市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設等の整備については、市内の担当課と調整を図りながら景観誘導を推進していく。また、美しい都市づくり会議については、当該会議設置当時とは状況も変わっていることから、今後は市内調整に当たっては、必要に応じて関係各部署への意見照会やヒアリングを行う等別手段をもって対応していく。なお、平成32年度をもって、施策58のもとに「景観形成推進事業」、「景観調整事業」及び「サイン整備事業」の3事業を統合し、1つの事業とする予定である。（「7602景観形成推進事業」の事後評価シートを参照）